

第 104 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立王子スポーツセンター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立王子スポーツセンター

2 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

公益財団法人神戸市スポーツ協会・株式会社加藤商会・アシックススポーツ  
ファシリティーズ株式会社共同企画

代表者 公益財団法人神戸市スポーツ協会

代表理事 國井 総一郎

3 指定期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

理 由

神戸市立王子スポーツセンターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

## 神戸市立王子スポーツセンター の指定管理者の指定等について

### 1. 公の施設の名称

神戸市立王子スポーツセンター

### 2. 指定管理者

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

公益財団法人神戸市スポーツ協会・株式会社加藤商会・

アシックススポーツファシリティーズ株式会社共同企画

(代表者) 公益財団法人神戸市スポーツ協会 代表理事 國井 総一郎

### 3. 指定期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日

### 4. 令和5年度予定額

171,387千円

### 5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和6年度 限度額：343,000千円

### 6. 選定理由

神戸市立王子スポーツセンターについては、今年度、現行の指定管理者による指定管理期間が満了となるが、現在、「王子公園再整備基本方針」に沿って、王子公園の再整備を進めることを計画しており、現時点では次期指定管理者の公募に必要な管理運営の仕様を定めることができない。そのため、指定管理者制度運用指針3「指定管理者（候補者）の選定の手続」における公募の例外事由「⑥施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）の場合」を適用し、現指定管理者による指定管理期間を2年間延長する。

候補者の事業計画は、「子供から高齢者まで、年齢や障がいの有無に関係なく、全ての市民が日常的に気軽に健康づくりやスポーツ活動、地域での交流を行ったりすることができる、市民に身近で親しまれる地域の拠点」という役割を果たすことを基本方針として提案があった。また、これまでも安定した管理運営を行っていることから、「公益財団法人神戸市スポーツ協会・株式会社加藤商会・アシックススポーツファシリティーズ株式会社共同企画」を非公募により選定したうえで指定期間を2年間延長することは適当であるとの結論を得た。

〔施設の概要〕

(1) 施設の設置目的

市民の体育、スポーツ、レクリエーション、文化等の普及及び振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与することを目的として設置。

(2) 所在地 神戸市灘区青谷町1丁目1番1号 他

(3) 開設時期 昭和25年1月 プール  
昭和31年10月 スタジアム、補助競技場、相撲場、テニスコート  
昭和53年10月 体育館

(4) 規模構造 体育館：鉄筋コンクリート造4階建 スタジアム：鉄骨鉄筋コンクリート造3階建

(5) 施設内容	体 育 館	競技場	1,607㎡ (42.2m×38.1m)
		身体障害者体育館	522㎡ (29m×18m)
		剣道場	607㎡ (17.6m×34.5m)
		柔道場(224畳)	528㎡ (17.6m×30m)
		トレーニング室	164㎡
		会議室	61㎡
		多目的室	78.88㎡
	スタジアム	トラック	1周400m 8コース (全天候型)
		フィールド(人工芝)	6,528㎡ (102m×64m)
		管理棟	1,061㎡
	補助競技場	トラック	1周250m 6コース、直線100m 7コース
	相 撲 場		1,480㎡ (競技エリア 620㎡) コンクリートスタンド 約100人収容
	テニスコート		全天候型 6コート
	プ ー ル	50mプール	9コース (50m×22m) 水深 一般使用時：1.3m～1.6m 競技使用時：1.7m～2.0m
		25mプール	6コース (25m×12m) 水深0.9m～1.1m
		幼児プール	変形 800㎡ 水深 0.3m～0.6m

(6) 開館時間・休館日

開館時間：体育館・トレーニング室：9時から21時、スタジアム・テニスコート：9時から17時

休館日：体育館・トレーニング室・テニスコート：第4水曜日、スタジアム：第4月曜日

※祝日の場合は翌週が休館